

保護者各位

足立区教育委員会
教育長 定野 司

新型コロナウイルス感染症対策に伴う区内保育所等の運営について（令和2年9月）

日頃から足立区教育委員会および教育・保育活動にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。また、施設の保育中における新型コロナウイルス感染拡大防止のための「3密」回避の取り組み等にご協力を賜り重ねてお礼申し上げます。

9月1日以降の区内保育所等の運営について以下の通りお知らせいたしますので、引き続きご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

1 保育所等への登園について

9月以降についても、区から家庭での保育の協力依頼は行いません。

ただし、以下の場合、登園自粛の依頼や臨時休園を実施することがあります。

- (1) 園児や保育従事者等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、臨時休園や個別に登園停止とさせていただきます。

※ 臨時休園・登園停止の有無や期間は感染状況等をみて決定いたします。

- (2) 国や都の方針または区の判断で、全区的に臨時休園や登園自粛の依頼を行うことがございます。その場合、改めて、区から通知を発出いたします。

2 保育料の扱いについて

9月以降の保育料については、原則、日割り計算は行わず、登園日数にかかわらず所定の保育料とさせていただきます。

ただし、以下の場合、保育料の日割り計算による減額または全額免除いたします。

- (1) 新型コロナウイルス感染症発生に伴い臨時休園となった園の児童、及び、感染等により登園停止となった児童の保育料については、臨時休園・登園停止期間の日数分を減額いたします（10月以降も継続）。

- (2) 申請に基づき、月間の登園実績が「0日」の場合、全額免除いたします。

保育料（延長保育料含む）が賦課されている保護者の方で、新型コロナウイルス感染症の感染防止を理由に9月中の登園休止を希望される場合は、別紙「保育実施停止申請書」を8月31日（月）までにお通りの園にご提出ください（9月分のみ）。

- (3) 国や都の方針または区の判断で、登園自粛の依頼や臨時休園を行った場合、登園した日数に応じて日割り計算を行います。

（裏面あり）

3 令和2年4月1日以降の新規入園者について

(1) 育児休業中の保護者

入所要件である育児休業からの復職日の延長期限は10月1日(木)までとなります。

10月1日(木)からの登園に向けて、必ず9月中に慣らし保育を実施してください(慣らし保育の期間は保育園とご相談ください。)

※ 育児休業中であっても慣らし保育による登園は可能です。

※ 慣らし保育期間中は保育料(日割り計算はいたしません。)が発生します。

※ 復職後、速やかに復職日を記載した勤務証明書を子ども施設入園課にご提出願います。

※ 勤務先からの指示等により10月1日(木)までに復職できない場合、勤務先から指定された期間まで復職日を延長いたします(最長で令和3年4月1日まで)。

上記に該当する場合、令和2年9月30日(水)までに次の書類を子ども施設入園課までご提出願います。

【提出書類】

- ・ 勤務先及び保育施設施設長から証明を受けた保育実施停止申請書

※ 該当する可能性がある保護者には区から個別に必要な書類を郵送いたします。

※ 該当期間中は保育料を全額免除いたします(慣らし保育を実施する月は除く)。

※ 該当期間中は慣らし保育期間を除き、家庭での保育が前提となります。

(2) 求職中の保護者

入所要件である就職日の延長期限は10月1日までとなっております。

※ 5月、6月及び7月入所の保護者についても10月1日までとなっております。8月以降入所の保護者については入所から3カ月以内に就職していただく必要があります。

※ 登園は通常通り行えます。

※ 期限内の就職が困難な場合は、早めに子ども施設入園課入園第一係～第三係にご連絡願います。

※ 就職した場合、就職後、速やかに勤務証明書を子ども施設入園課にご提出願います。

4 10月以降の運営について

10月以降については、通常の運営とし区から通知は発出いたしません。

ただし、感染拡大等により区の方針が変更となった場合は、速やかにご連絡いたします。

【問い合わせ先】

◎各施設での対応について：【区立・公設民営】子ども施設運営課区立保育施設係

電話3880-5888

【私立】子ども施設整備課私立保育園係

電話3880-5889

◎保育料・入所要件について：子ども施設入園課入園第一～第三係

電話3880-5263